

説明書の著作権侵害差止等請求事件

事案の概要

原告・被告：乳幼児用首浮き輪の輸入・販売を行う企業

乳幼児用首浮き輪の日本における総代理店である原告が、被告が日本国内において商品を販売する際に同封している説明書の説明文及び挿絵について、原告の説明書を複製したものであり、原告の複製権及び譲渡権並びに著作者人格権を侵害したとして、説明書の複製の差止め及び損害賠償等を請求した事案。

訴訟では、説明文及び挿絵に対する著作権及び著作者人格権侵害の成否が争点となった。裁判所は、挿絵の一部については創作性を認めた一方、説明文については創作性がないことを理由に著作物性を否定し、説明文に関する原告の請求を全面的に棄却した。

(当事務所は被告を代理)

本件が掲載されている判例集・雑誌等

裁判所ウェブサイト

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail7?id=86083